

○津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成21年4月1日
津山圏域資源循環施設組合条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、精神若しくは身体の障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害に対する補償（以下「公務災害補償等」という。）について定めることを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、監査委員、審査会・審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の嘱託員並びに臨時に採用した職員をいう。

(準用)

第3条 職員の公務災害補償等に関する事項については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年津山市条例第2号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。